



みなさんと力合わせ要望実現する議席

日本共産党船橋市議会議員

## 中沢学レポート

2015年4月号外 [議員控室] Tel.436-3030  
(月)～(金)午前10:00～午後5:00 [自宅]前原西  
1-10-23-202 [Email]mabo@kind.ocn.ne.jp

なかざわ・まなぶ＝1968年新潟県出身/46歳/92年埼玉大学経済学部卒/在学中に全学学生自治会委員長、学童保育指導員/19歳の時日本共産党に入党/富士通(システムエンジニア)を経て党職員に/2001年船橋市に転入/07年市議初当選/11年再選/2期目/小中高バスケットボール/現在市内サッカーチーム所属/妻、1男(中2)、1女(小5)

★お困りごとのご相談、市政へのご要望は…

中沢学事務所 473-0678

までご連絡ください。

議会での質問の議事録や録画をぜひご覧下さい

船橋市議会

検索

# 安心して住み続けられるURに!

昨年の12月市議会に、前原団地自治会をはじめ、市内のUR7団地自治会のみなさんから、「都市再生機構管理賃貸住宅を公共住宅として存続させ、住宅セーフティネットとして活用すること等を求める意見書」を、国に対して提出することを市議会に求める陳情(別項)が提出されました。

## UR賃貸住宅は市の住宅政策の上でも大きな役割を果たしている

日本共産党市議団は、陳情が審議された建設常任委員会の中で、「市内13団地、約1万1000戸の都市再生機構の賃貸住宅は、市の住宅政策の上でも大きな役割を果たしている。最近では都市再生機構管理の空き家を市が借り上げ、公営住宅として運用する施策もとられており、市営住宅確保でも大いに役割を發揮している。また、船橋のまちづくりの上でも団地が核となって、地域コミュニティの形成でも大きな役割を果たしてきている。

このような役割を担う都市再生機構の賃貸住宅は、住宅セーフティネット法の受け皿としての機能を充実させて、高齢者や

障害者などが安心して住み続けられるような対策を講じなければならない。

陳情者示している6項目は、都市再生機構の賃貸住宅居住者にとって切実な要求であり、そのどの項目内容も共感できるもの。船橋市の市長も国に対して要望書を提出した。議会としても国に訴えていく意義は大きいものがある」——と述べ、陳情の採択を主張しました。

## 陳情が「1票差」で不採択に

採決では、賛成23人、反対24人と、わずか1票の差でこの陳情は「不採択」とされてしまいました。

私たち日本共産党市議団の議席は現在7議席。日本共産党の議席が8議席あれば、賛否が逆転し、陳情は採択されていました。

URにお住まいのみなさんが安心して住み続けられるようにすることを堂々と国に求める市議会に転換するため、日本共産党7議席から8議席への議席増を何としてもかちとらせてください。みなさんのご支援を心よりお願いいたします。

### 前原団地自治会をはじめ、市内UR7団地自治会のみなさんから市議会に提出された陳情

#### 都市再生機構管理賃貸住宅を公共住宅として存続させ、住宅セーフティネットとして活用すること等を求める意見書提出に関する陳情

日頃の市政に対するご尽力に敬意を表します。

いま、私たちが居住している独立行政法人都市再生機構が管理している賃貸住宅(旧、公団住宅)居住者は、高齢化を迎え収入減少にも見舞われています。その上、家賃の「個別原価主義から市場家賃へ」という制度変更によって、さらなる困難に直面することになっています。

今年、三年ごとに全国公団住宅自治会協議会が行っている「団地のくらしと住まいアンケート」(船橋ブロック加盟自治会。「空き家」を含む総戸数9,277戸。回収率38.95%)でも、世帯主の年齢が65歳以上の方が68.9%となっており、高齢化していることがわかります。

世帯の収入源も「年金のみ」が46%、年収200万円以下の世帯比率が48.6%となり、半数近くの世帯が「公営住宅階層」に属していることが示されました。

このまま、独立行政法人都市再生機構の管理する賃貸住宅の家賃が引き上げられれば、この階層の居住者は、居住環境を失うことになります。

都市再生機構管理の住宅は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)でも位置づけられていますが、繰り返される家賃の値上げで、すみ続けられない高齢者が出はじめているのは深刻な事態と言えます。

政府は、このような実態を無視して、「家賃改定ルール」を見直し、「2年毎の引き上げ」を示唆する「閣議決定」(2013.12.24)をしました。

ご存知のとおり、船橋市内には昭和35年に前原団地が建設されて以来、団地が次々に建設され、市の住宅政策の大きな柱としての役割を担ってきました。

船橋市では、都市再生機構管理の住宅を船橋市が借り上げ、「公営住宅として運用する」という施策もとられていますが、団地居住者がそこに入居できるという保証も無く、生活保護世帯が住みなれた団地から移転しなければならない事態も起きています。

そのような危機的な状況を改善するため、貴議会において下記の事項を盛り込んだ意見書を、関係各機関に提出していただくよう陳情します。

記

都市再生機構が管理している賃貸住宅について

- 1、居住者の継続居住を保障すること。
- 2、家賃値上げではなく、住居費負担が過酷にならない家賃制度を確立すること。
- 3、住宅セーフティネット法の受け皿としての機能を充実させること。
- 4、行政が関与する「公共住宅の有利性」を維持すること。
- 5、居住を不安定にする「定期借家」制度を適用しないこと。
- 6、都市再生の一環として進められた「団地の建替え」に対して、「特別措置」を条件として協力した建替え後団地に居住している「高齢者等への特別措置」の廃止は絶対に行わないこと。